

# 大規模事故災害対策計画 新旧対照表



大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案																
<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="181 419 1106 528"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新関西国際空港㈱</td> <td>空港施設の整備と防火管理</td> <td>航空機による輸送の安全確保と空港施設の機能確保</td> <td>被災空港施設の復旧</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧	新関西国際空港㈱	空港施設の整備と防火管理	航空機による輸送の安全確保と空港施設の機能確保	被災空港施設の復旧	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1169 419 2094 528"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新関西国際空港㈱ (関西エアポート(株))</td> <td>空港施設の整備と防火管理</td> <td>航空機による輸送の安全確保と空港施設の機能確保</td> <td>被災空港施設の復旧</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧	新関西国際空港㈱ (関西エアポート(株))	空港施設の整備と防火管理	航空機による輸送の安全確保と空港施設の機能確保	被災空港施設の復旧
機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧														
新関西国際空港㈱	空港施設の整備と防火管理	航空機による輸送の安全確保と空港施設の機能確保	被災空港施設の復旧														
機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧														
新関西国際空港㈱ (関西エアポート(株))	空港施設の整備と防火管理	航空機による輸送の安全確保と空港施設の機能確保	被災空港施設の復旧														
<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等</p> <p>第1款 空港の整備状況等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 区分 (略)</p> <p>一方、ヘリポートについては、常設で不特定多数のヘリコプターの利用を対象とする公共用、常設で特定のヘリコプターのみを対象とする非公共用、航空法（昭和27年7月15日法第231号）第79条による離着陸場で国土交通大臣の許可を受けた特定のヘリコプターのみが特定の期間利用できる臨時用の3種類あり、兵庫県内では、非公共用として兵庫県庁、兵庫県警察、神戸消防、明石川崎、NTT神戸中央ビル、兵庫県立災害医療センター、三木防災の7箇所、臨時用として264箇所ある。</p> <p>2 空港の整備状況</p> <p>(1) 大阪国際空港</p> <p>① (略)</p> <p>② 空港の利用状況</p> <p>26路線 185便/日（平成31年夏ダイヤ）</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等</p> <p>第1款 空港の整備状況等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 区分 (略)</p> <p>一方、ヘリポートについては、常設で不特定多数のヘリコプターの利用を対象とする公共用、常設で特定のヘリコプターのみを対象とする非公共用、航空法（昭和27年7月15日法第231号）第79条による離着陸場で国土交通大臣の許可を受けた特定のヘリコプターのみが特定の期間利用できる臨時用の3種類あり、兵庫県内では、非公共用として兵庫県庁、兵庫県警察、明石川崎、NTT神戸中央ビル、兵庫県立災害医療センター、三木防災の6箇所、臨時用として264箇所ある。</p> <p>2 空港の整備状況</p> <p>(1) 大阪国際空港</p> <p>① (略)</p> <p>② 空港の利用状況</p> <p>26路線 185便/日（令和2年夏ダイヤ）</p> <p>(2) (略)</p>																

現 行

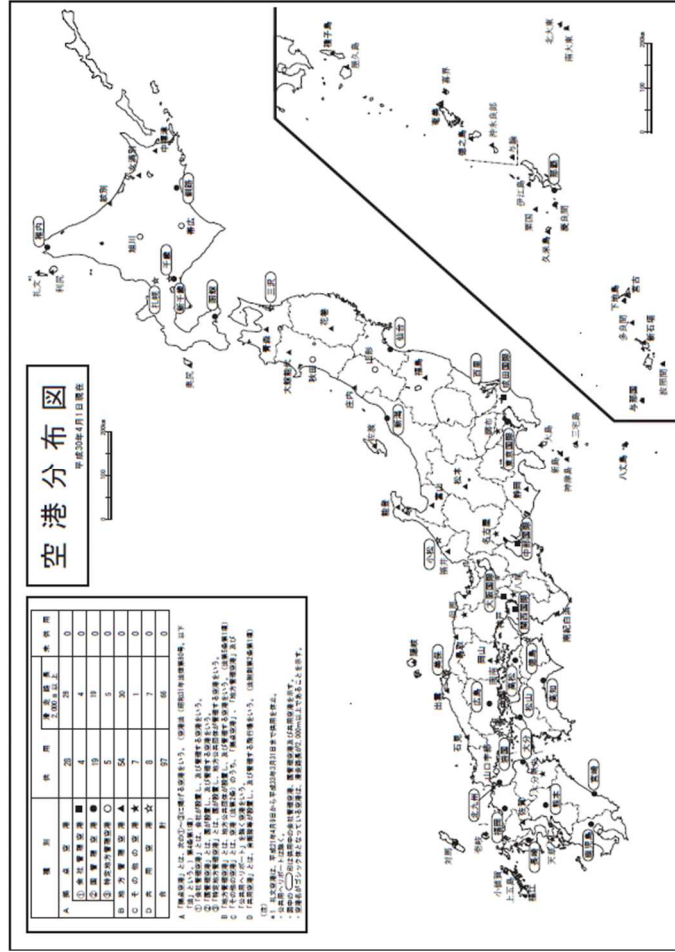
(3) 神戸空港

① (略)

② 空港の利用状況

7都市、30往復/日(平成31年夏ダイヤ)

3 空港分布図



修 正 案

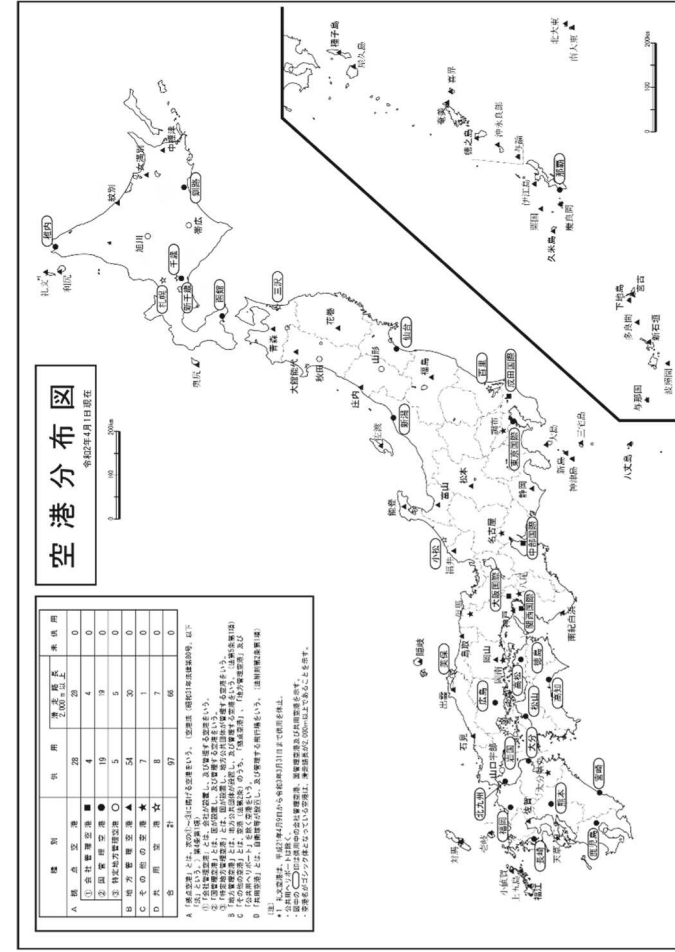
(3) 神戸空港

① (略)

② 空港の利用状況

11都市、40往復/日(令和2年夏ダイヤ)

3 空港分布図



大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案																																														
<p>4～5 (略)</p> <p>6 災害の想定</p> <p>消火活動等に関し、空港管理者と関係機関の協力関係を定めた緊急計画の適用の有無により次の2つの災害を想定する。</p> <p>① 県内の空港（大阪国際空港及び但馬空港）及びその周辺における航空機の墜落等</p> <p>② それ以外の地域における航空機の墜落等 (以下、略)</p>	<p>4～5 (略)</p> <p>6 災害の想定</p> <p>消火活動等に関し、空港管理者と関係機関の協力関係を定めた緊急計画の適用の有無により次の2つの災害を想定する。</p> <p>① 県内の空港（大阪国際空港及び<u>神戸空港</u>、但馬空港）及びその周辺における航空機の墜落等</p> <p>② それ以外の地域における航空機の墜落等 (以下、略)</p>																																														
<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等</p> <p>第2款 鉄道の整備状況等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 鉄道の整備状況</p> <p>県内の鉄道の整備状況 (平成30年4月1日)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単・複</th> <th>電 化</th> <th>非 電 化</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公 営 交 通</td> <td>複 線</td> <td>30.6</td> <td>—</td> <td>30.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3セクター</td> <td>複 線</td> <td>29.0</td> <td>—</td> <td>29.0</td> </tr> <tr> <td>単 線</td> <td>2.6</td> <td>49.4</td> <td>52.0</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>31.6</td> <td>49.4</td> <td>81.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「平成30年度県土整備部概要（資料編）」</p>	区 分	単・複	電 化	非 電 化	計	公 営 交 通	複 線	30.6	—	30.6	第3セクター	複 線	29.0	—	29.0	単 線	2.6	49.4	52.0	小 計	31.6	49.4	81.0	<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等</p> <p>第2款 鉄道の整備状況等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 鉄道の整備状況</p> <p>県内の鉄道の整備状況 (令和2年6月1日)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単・複</th> <th>電 化</th> <th>非 電 化</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公 営 交 通</td> <td>複 線</td> <td>38.1</td> <td>—</td> <td>38.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3セクター</td> <td>複 線</td> <td>21.5</td> <td>—</td> <td>21.5</td> </tr> <tr> <td>単 線</td> <td>2.6</td> <td>49.4</td> <td>52.0</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>24.1</td> <td>49.4</td> <td>73.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：各社公表資料を基に県交通政策課が作成</p>	区 分	単・複	電 化	非 電 化	計	公 営 交 通	複 線	38.1	—	38.1	第3セクター	複 線	21.5	—	21.5	単 線	2.6	49.4	52.0	小 計	24.1	49.4	73.5
区 分	単・複	電 化	非 電 化	計																																											
公 営 交 通	複 線	30.6	—	30.6																																											
第3セクター	複 線	29.0	—	29.0																																											
	単 線	2.6	49.4	52.0																																											
	小 計	31.6	49.4	81.0																																											
区 分	単・複	電 化	非 電 化	計																																											
公 営 交 通	複 線	38.1	—	38.1																																											
第3セクター	複 線	21.5	—	21.5																																											
	単 線	2.6	49.4	52.0																																											
	小 計	24.1	49.4	73.5																																											

大規模事故災害対策計画

現 行

主要な鉄道路線の延べ運転本数等

区 分	鉄道路線名	駅 名	1日当たりの運転本数(H31.3)	1日平均乗降客数(H29)
J R 西日本	山陽新幹線	新神戸駅	263本	19,350人
	東海道本線	三ノ宮駅	619本	248,338人
	山陽本線	姫路駅	355本	103,338人
	福知山線	宝塚駅	369本	64,348人
	播但線	福崎駅	92本	-
阪急電鉄	神戸本線	神戸三宮駅	494本	106,816人
阪神電鉄	本線	神戸三宮駅	497本	110,394人
山陽電鉄	本線	山陽明石駅	324本	29,059人
神戸電鉄	有馬線	鈴蘭台駅	382本	19,204人

出典：「平成 29 年兵庫県統計書」、平成 31 年 3 月時刻表及び各社聞き取り

(1) J R 西日本・日本貨物鉄道（J R 貨物）（表、略）

出典：「平成 30 年度県土整備部概要（資料編）」

(2) 公営交通（表、略）

事 業 者	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電 化 非電化	備 考
神戸市 交通局	山手線	新神戸	新長田	7.6	複	電 化	
	西神線	新長田	名 谷	5.7	〃	〃	
	西神延伸線	名 谷	西神中央	9.4	〃	〃	
	海岸線	新長田	三宮・花時計前	7.9	〃	〃	平成13年7月7日開業
計	4	-	-	30.6	-	-	

出典：「平成 30 年度県土整備部概要（資料編）」

(3) 第 3 セクター (平成 30. 4. 1)

事業者	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電 化 非電化	備 考
神戸高速 鉄道(株)	東西線	西 代	阪急神戸三宮・ 阪神元町	(5.7, 5.0) 7.2	複	電 化	昭和43年4月7日開業 昭和63年4月1日(第三種鉄道事業者) 第二種鉄道事業者：阪神電気鉄道 株 [東西線]、阪急電鉄株[東西線]、神戸 電鉄株[南北線]
	南北線	湊 川	新開地	0.4	〃	〃	
	北神線	新神戸	谷 上	7.5	〃	〃	昭和63年4月2日開業 平成14年4月1日(第三種事業者) 第二種鉄道事業者：北神急行電鉄(株)
計	6社9線	-	-	74.1	-	-	県内通過分合計81.0km

出典：「平成 30 年度県土整備部概要（資料編）」等

修 正 案

主要な鉄道路線の延べ運転本数等

区 分	鉄道路線名	駅 名	1日当たりの運転本数(R2.6)	1日平均乗降客数(H29)
J R 西日本	山陽新幹線	新神戸駅	212本	19,930人
	東海道本線	三ノ宮駅	643本	249,834人
	山陽本線	姫路駅	355本	103,604人
	福知山線	宝塚駅	376本	62,328人
	播但線	福崎駅	86本	-
阪急電鉄	神戸本線	神戸三宮駅	492本	105,176人
阪神電鉄	本線	神戸三宮駅	547本	111,961人
山陽電鉄	本線	山陽明石駅	327本	29,280人
神戸電鉄	有馬線	鈴蘭台駅	372本	19,357人

出典：「平成 30 年兵庫県統計書」、令和 2 年 6 月時刻表及び各社聞き取り

(1) J R 西日本・日本貨物鉄道（J R 貨物）（表、略）

出典：各社公表資料等を基に県交通政策課が作成

(2) 公営交通

事 業 者	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電 化 非電化	備 考
神戸市 交通局	山手線	新神戸	新長田	7.6	複	電 化	
	西神線	新長田	名 谷	5.7	〃	〃	
	西神延伸線	名 谷	西神中央	9.4	〃	〃	
	北神線	新神戸	谷 上	7.5	〃	〃	令和2年6月1日譲受
	海岸線	新長田	三宮・花時計前	7.9	〃	〃	平成13年7月7日開業
計	5	-	-	38.1	-	-	

出典：公表資料を基に県交通政策課が作成

(3) 第 3 セクター (令和 2. 6. 1)

事業者	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電 化 非電化	備 考
神戸高速 鉄道(株)	東西線	西 代	阪急神戸三宮・ 阪神元町	(5.7, 5.0) 7.2	複	電 化	昭和43年4月7日開業 昭和63年4月1日(第三種鉄道事業者) 第二種鉄道事業者：阪神電気鉄道 株 [東西線]、阪急電鉄株[東西線]、神戸 電鉄株[南北線]
	南北線	湊 川	新開地	0.4	〃	〃	
	北神線	新神戸	谷 上	7.5	〃	〃	
計	6社8線	-	-	66.6	-	-	県内通過分合計73.5km

出典：各社公表資料等を基に県交通政策課が作成

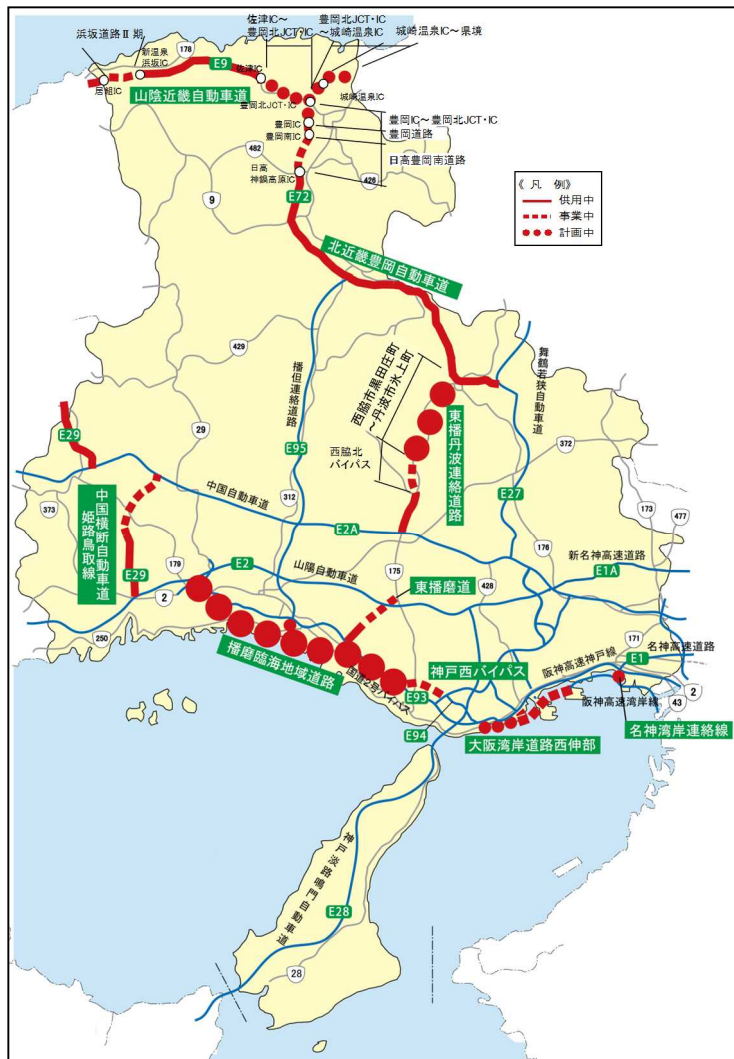
大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(4) 私鉄（ＪＲ西日本を除く）（表、略） 出典：「平成 30 年度県土整備部概要（資料編）」</p> <p>(5) 普通索道（ケーブルカー・ロープウェイ）（表、略） 出典：「平成 30 年度県土整備部概要（資料編）」</p> <p>(6) （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>(4) 私鉄（ＪＲ西日本を除く）（表、略） 出典：各社公表資料等を基に県交通政策課が作成</p> <p>(5) 普通索道（ケーブルカー・ロープウェイ）（表、略） 出典：各社公表資料を基に県交通政策課が作成</p> <p>(6) （略）</p> <p>2～4 （略）</p>
<p>第 1 編 総則</p> <p>第 3 節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等</p> <p>第 3 款 道路の整備状況等</p> <p>第 1 （略）</p> <p>第 2 内容</p> <p>1 （略）</p>	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 3 節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等</p> <p>第 3 款 道路の整備状況等</p> <p>第 1 （略）</p> <p>第 2 内容</p> <p>1 （略）</p>

大規模事故災害対策計画

現行

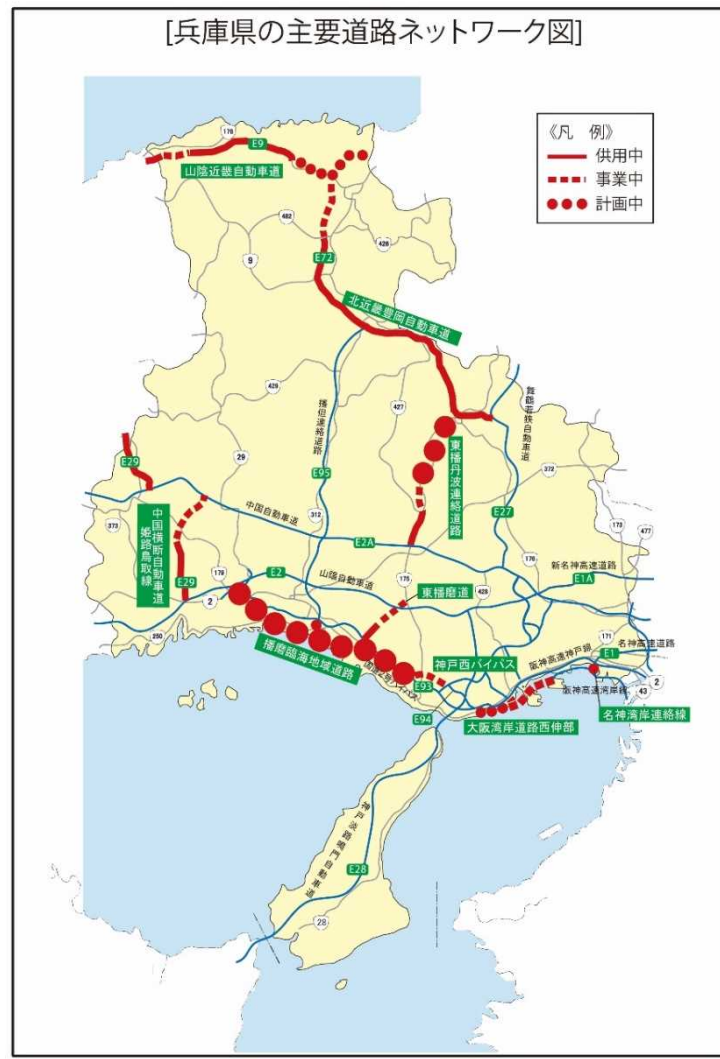
2 県内の高速道路、一般国道等の路線図



3～6 (略)

修正案

2 県内の高速道路、一般国道等の路線図



3～6 (略)



大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画            第3章 災害応急対策への備えの充実            第2節 災害応急活動体制の整備            第1 (略)            第2 内容            1 (略)            2 防災関係機関相互の連携体制            (1)～(4) (略)            (5) 県及び新関西国際空港(株)伊丹空港本部長は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくこととする。            (6) (略)            3～5 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画            第3章 災害応急対策への備えの充実            第2節 災害応急活動体制の整備            第1 (略)            第2 内容            1 (略)            2 防災関係機関相互の連携体制            (1)～(4) (略)            (5) 県及び関西エアポート(株)は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくこととする。            (6) (略)            3～5 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画            第3章 災害応急対策への備えの充実            第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え            [実施機関：近畿厚生局、大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、自衛隊、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県医師会、医療機関、空港管理者、鉄道運送事業者、道路管理者]            第1 (略)            第2 内容            1～2 (略)            3 医療活動関係            (1) 近畿厚生局、県、市町、日本赤十字社兵庫県支部及び災害拠点病院等の医療機関は、負傷者が多数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資</p>	<p>第2編 災害予防計画            第3章 災害応急対策への備えの充実            第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え            [実施機関：大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、自衛隊、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県医師会、医療機関、空港管理者、鉄道運送事業者、道路管理者]            第1 (略)            第2 内容            1～2 (略)            3 医療活動関係            (1) 県、市町、日本赤十字社兵庫県支部及び災害拠点病院等の医療機関は、負傷者が多数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄等</p>

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>機材等の備蓄等に努めることとする。</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>DMA T (Disaster Medical Assistance Team) とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チーム。</li> <li>・ 広域医療搬送、病院支援、城内搬送、現場活動等が主な活動。</li> </ul> <p>4～5 (略)</p>	<p>に努めることとする。</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>DMA T (Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム) とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時に被災地に迅速に駆けつけ、<u>災害救急医療を行うため</u>、厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チーム。</li> <li>・ 広域医療搬送、病院支援、城内搬送、現場活動等が主な活動。</li> </ul> <p>4～5 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 雑踏事故の予防</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 行事等の主催者等の留意事項</p> <p>(1) 行事等の主催者等は、行事等の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定めることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 消防機関への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに消防機関と連携した救急・救護体制</p> <p>③～④</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 行事等の主催者等は、行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、消防機関、警察署等に助言等を求めるなど、事故防止に万全を期すこととする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 消防機関</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 雑踏事故の予防</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 行事等の主催者等の留意事項</p> <p>(1) 行事等の主催者等は、行事等の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定めることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 消防機関への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに消防機関<u>及び医療機関</u>と連携した救急・救護体制</p> <p>③～④</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 行事等の主催者等は、行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、消防機関、警察署、<u>医療関係機関</u>等に助言等を求めるなど、事故防止に万全を期すこととする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 消防機関</p>

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 地区医師会、医療機関との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の傷病者が発生した場合に、医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた搬送先の医療機関の確保を的確に行うことができるようにすることとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 地区医師会、医療機関との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の負傷者等が発生した場合に、医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた搬送先の医療機関の確保を的確に行うことができるようにすることとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5～8 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第7節 災害ボランティア活動支援体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ボランティア活動の支援拠点の整備</p> <p>県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、<u>ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。（以下、略）</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第7節 災害ボランティア活動支援体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ボランティア活動の支援拠点の整備</p> <p>県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、<u>地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。（以下、略）</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 感染症の拡大が懸念される状況下における対応</u></p> <p><u>感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底すること。また、県は、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備すること。</u></p> <p>2 (略)</p>

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 応急対策の主な流れ</p> <p>(1) 航空災害</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ それ以外の地域における航空機の墜落等の場合 医療欄 (国) <u>近畿厚生局、国立大学病院</u>からの救護班の派遣</p> <p>(2) 鉄道災害</p> <p>医療欄 (国) <u>近畿厚生局、国立大学病院</u>からの救護班の派遣</p> <p>(3) 道路災害</p> <p>① 一般的な道路災害の場合(高速道路での危険物流出は除く) 医療欄 (国) <u>近畿厚生局、国立大学病院</u>からの救護班の派遣</p> <p>② 高速道路での危険物流出の場合 医療欄 (国) <u>近畿厚生局、国立大学病院</u>からの救護班の派遣</p> <p>③ (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 応急対策の主な流れ</p> <p>(1) 航空災害</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ それ以外の地域における航空機の墜落等の場合 医療欄 (国) 国立大学病院からの救護班の派遣</p> <p>(2) 鉄道災害</p> <p>医療欄 (国) 国立大学病院からの救護班の派遣</p> <p>(3) 道路災害</p> <p>① 一般的な道路災害の場合(高速道路での危険物流出は除く) 医療欄 (国) 国立大学病院からの救護班の派遣</p> <p>② 高速道路での危険物流出の場合 医療欄 (国) 国立大学病院からの救護班の派遣</p> <p>③ (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>○各部等における調査事項及び調査(報告)系統</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>○各部等における調査事項及び調査(報告)系統</p>

大規模事故災害対策計画

現 行			修 正 案		
部	調査事項	調査（報告）系統	部	調査事項	調査（報告）系統
県土整備部	空港の閉鎖（運用）状況	技術企画課 ← 空港政策課 ← <ul style="list-style-type: none"> <li>— 関西エアポート(株)</li> <li>— 但馬空港ターミナル(株)</li> <li>— 各ヘリポート管理事務所</li> </ul>	県土整備部	空港の閉鎖（運用）状況	技術企画課 ← 空港政策課 ← <ul style="list-style-type: none"> <li>— 関西エアポート(株)</li> <li>— 関西エアポート神戸(株)</li> <li>— 但馬空港ターミナル(株)</li> <li>— 各ヘリポート管理事務所</li> </ul>
5 (略)			5 (略)		
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第1款 関係機関との連携</p> <p>1 空港管理者と消防本部・医療機関等との連携</p> <p>(1) 大阪国際空港</p> <p>新関西国際空港株式会社においては、大阪国際空港内及び空港周辺における航空機緊急事態（空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合、若しくは空港に着陸しようとする航空機又は空港から離陸した航空機に事故発生のおそれがある場合をいう。）に際して、消火救難活動については、伊丹、豊中、池田の各消防本部と「大阪国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」、医療救護活動については、豊中、池田、伊丹の各医師会と「大阪国際空港救急医療活動に関する協定書」、更に日本赤十字社大阪府支部と兵庫県支部との間でそれぞれ「大阪国際空港応急救護活動に関する協定書」を締結しており、関係機関は、これらに基づく対応をとることとする。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(2) 但馬空港</p> <p>但馬空港ターミナル株式会社においては、<u>県立但馬空港</u>及びその周辺における消火救難活動について、豊岡市消防本部と「豊岡市消防本部との緊急相互援助に関する協定」、医療救護活動については、公立豊岡病院と「兵庫県立</p>			<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第1款 関係機関との連携</p> <p>1 空港管理者と消防本部・医療機関等との連携</p> <p>(1) 大阪国際空港</p> <p><u>関西エアポート株式会社</u>においては、大阪国際空港内及び空港周辺における航空機緊急事態（空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合、若しくは空港に着陸しようとする航空機又は空港から離陸した航空機に事故発生のおそれがある場合をいう。）に際して、消火救難活動については、伊丹、豊中、池田の各消防本部と「大阪国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」、医療救護活動については、豊中、池田、伊丹の各医師会と「大阪国際空港救急医療活動に関する協定書」、更に日本赤十字社大阪府支部と兵庫県支部との間でそれぞれ「大阪国際空港応急救護活動に関する協定書」を締結しており、関係機関は、これらに基づく対応をとることとする。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(2) 但馬空港</p> <p>但馬空港ターミナル株式会社においては、<u>但馬空港</u>及びその周辺における消火救難活動について、豊岡市消防本部と「豊岡市消防本部との緊急相互援助に関する協定」、医療救護活動については、公立豊岡病院と「兵庫県立但馬</p>		

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>但馬飛行場医療救護活動に関する協定書」、但馬空港内に事業所を有する団体と「飛行場内事業所との協力協定」をそれぞれ締結しており、関係機関は緊急事態の発生時には、これらに基づく対応をとることとする。</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>2～9 (略)</p>	<p>飛行場医療救護活動に関する協定書」、但馬空港内に事業所を有する団体と「飛行場内事業所等との協力協定」をそれぞれ締結しており、関係機関は緊急事態の発生時には、これらに基づく対応をとることとする。</p> <p>(3) <u>神戸空港</u></p> <p><u>関西エアポート神戸株式会社においては、神戸空港及びその周辺における消火救難活動及び医療救護活動について、「航空機事故及び施設火災等の災害時における協力に関する協定」、「神戸空港における消火救難業務に関する協定」、「災害発生時の広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の運用に関する協定」を兵庫県や神戸市をはじめとする各関係機関とそれぞれ締結しており、緊急事態の発生時には、これらに基づく対応をとることとする。</u></p> <p>2～9 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 救援・救護活動等の実施</p> <p>第1款 搜索、救助、消火及び避難誘導活動</p> <p>〔実施機関：大阪航空局、海上保安本部、自衛隊、県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、県公安委員会、県警察本部、市町、消防機関、空港管理者、鉄道事業者、道路管理者〕</p> <p>第1～第2 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 救援・救護活動等の実施</p> <p>第1款 搜索、救助、消火及び避難誘導活動</p> <p>〔実施機関：大阪航空局、海上保安本部、自衛隊、県企画県民部災害対策局、<u>県県土整備部県土企画局</u>、<u>県県土整備部土木局</u>、<u>県公安委員会</u>、<u>県警察本部</u>、<u>市町</u>、<u>消防機関</u>、<u>空港管理者</u>、<u>鉄道事業者</u>、<u>道路管理者</u>〕</p> <p>第1～第2 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 救援・救護活動等の実施</p> <p>第2款 医療活動等の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施方法</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 救援・救護活動等の実施</p> <p>第2款 医療活動等の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施方法</p>

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>市町は、必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど、被災者等に対する保健医療活動を実施することとする。</p> <p>県は、市町から要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど市町を支援することとする。</p> <p>(1) 現地救護所の設置</p> <p>① 市町は、被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への負傷者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合などには現地救護所を設置することとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) トリアージの実施と現場での医療活動</p> <p>市町等は、必要に応じ、地区医師会等にトリアージや現地における治療活動を実施する医師の派遣を要請することとする。</p> <p>医師等は、救護班や救急隊員等が傷病者の重傷度や緊急度を理解した上で、治療や搬送を行えるよう、トリアージを実施することとする。(以下、略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 負傷者等の搬送先の確保</p> <p>① 負傷者等の搬送については、原則として消防本部（指令室）が搬送先医療機関を確保することとし、下記施設の活用を図ることとする。その際、必要に応じて災害医療コーディネーター等から医療面に関する助言を得て、負傷者の重症度と緊急度に応じた搬送先医療機関の選定や搬送先のバランスの確保等に配慮することとする。(以下、略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(5) 現場から医療施設への負傷者等の搬送</p> <p>① (略)</p> <p>② 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じることとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 隣接市町の応援要請</p>	<p>市町は、必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど、被災者等に対する保健医療活動を実施することとする。</p> <p>県は、市町から要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど市町を支援することとする。</p> <p>(1) 現地救護所の設置</p> <p>① 市町は、被災地と医療機関との位置関係、あるいは負傷者等の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への負傷者等の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合などには現地救護所を設置することとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) トリアージの実施と現場での医療活動</p> <p>市町等は、必要に応じ、地区医師会等にトリアージや現地における治療活動を実施する医師の派遣を要請することとする。</p> <p>医師等は、救護班や救急隊員等が負傷者等の重傷度や緊急度を理解した上で、治療や搬送を行えるよう、トリアージを実施することとする。(以下、略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 負傷者等の搬送先の確保</p> <p>① 負傷者等の搬送については、原則として消防本部（指令室）が搬送先医療機関を確保することとし、下記施設の活用を図ることとする。その際、必要に応じて災害医療コーディネーター等から医療面に関する助言を得て、負傷者等の重症度と緊急度に応じた搬送先医療機関の選定や搬送先のバランスの確保等に配慮することとする。(以下、略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(5) 現場から医療施設への負傷者等の搬送</p> <p>① (略)</p> <p>② 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じることとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 隣接市町への応援要請</p>

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>③ (略)</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>2 県における活動</p> <p>(1) 情報の収集</p> <p>① 地域医療情報センター及び災害拠点病院は、災害医療圏域内の他の県健康福祉事務所・市保健所、市町、郡市医師会等関係機関と連携しつつ、情報を収集し、県広域災害・救急医療情報システムを活用するなどして、県（医務課）に報告することとする。</p> <p>②～③</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 救護班の派遣等関係機関への要請</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 兵庫県DMAT</p> <p>ア 災害拠点病院は、災害の初期において、状況により自らの判断に基づき、速やかに兵庫県DMATの派遣を行うこととし、派遣先については県又は災害医療センターと調整することとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) 患者等搬送体制</p> <p>① 県は、県内の各消防本部と情報交換を図りながら、円滑な負傷者の搬送が行われるよう調整を行うこととする。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>3 災害拠点病院の活動</p> <p>(1) 災害が他の災害医療圏域で発生した場合</p> <p>① 被災圏域で対処できない負傷者を受け入れ、治療を行うこととする。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 広域災害・救急医療情報システム端末機を活用し、被災圏域の医療に関する情報を収集し、必要に応じた支援策を講じることとする。</p> <p>(2) 災害が自らの災害医療圏域で発生した場合</p>	<p>③ (略)</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>2 県における活動</p> <p>(1) 情報の収集</p> <p>① 地域保健医療情報センター及び災害拠点病院は、災害医療圏域内の他の県健康福祉事務所・市保健所、市町、郡市医師会等関係機関と連携しつつ、情報を収集し、県広域災害・救急医療情報システムを活用するなどして、県（医務課）に報告することとする。</p> <p>②～③</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 救護班の派遣等関係機関への要請</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 兵庫DMAT</p> <p>ア 災害拠点病院は、災害の初期において、状況により自らの判断に基づき、速やかに兵庫DMATの派遣を行うこととし、派遣先については県又は災害医療センターと調整することとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) 患者等搬送体制</p> <p>① 県は、県内の各消防本部と情報交換を図りながら、円滑な負傷者等の搬送が行われるよう調整を行うこととする。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>3 災害拠点病院の活動</p> <p>(1) 災害が他の災害医療圏域で発生した場合</p> <p>① 被災圏域で対処できない負傷者等を受け入れ、治療を行うこととする。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 広域災害・救急医療情報システムを活用し、被災圏域の医療に関する情報を収集し、必要に応じた支援策を講じることとする。</p> <p>(2) 災害が自らの災害医療圏域で発生した場合</p>



大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>①～③ (略)</p> <p>④ 広域災害・救急医療情報システム端末機を活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域医療情報センターに対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請することとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>①～③ (略)</p> <p>④ 広域災害・救急医療情報システムを活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域保健医療情報センターに対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請することとする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 救援・救護活動等の実施</p> <p>第3款 特殊な治療活動等への対応</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 多発外傷への対応</p> <p>(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応</p> <p>① 消防本部等の搬送担当機関は、多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直ちに、<u>地区医師会</u>に情報提供し、協力を依頼するとともに、救急告示の医療機関、各市町の災害対応病院、災害拠点病院をはじめとする医療機関へ負傷者を搬送することとする。</p> <p>② 搬送担当機関、災害医療コーディネーター、医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、救護班、その他県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があると判断した時点で、その状況を県（地域医療情報センター又は県（医務課））に連絡することとする。（以下、略）</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 二次搬送等</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 救援・救護活動等の実施</p> <p>第3款 特殊な治療活動等への対応</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 多発外傷への対応</p> <p>(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応</p> <p>① 消防本部等の搬送担当機関は、多数外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直ちに、<u>県広域災害・救急医療情報システム</u>を活用し、<u>医療機関</u>に情報提供し、協力を依頼するとともに、救急告示の医療機関、各市町の災害対応病院、災害拠点病院をはじめとする医療機関へ負傷者を搬送することとする。</p> <p>② 搬送担当機関、災害医療コーディネーター、医療機関等は、負傷者等の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、救護班、その他県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があると判断した時点で、その状況を県（<u>地域保健医療情報センター</u>又は県（医務課））に連絡することとする。（以下、略）</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 二次搬送等</p>

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>① 医療機関は、負傷者の容態・数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部等に対し、二次搬送の要請をすることとする。また、必要に応じて地域医療情報センター、災害医療コーディネーター、消防機関と連携をとり、二次搬送先を決定することとする。</p> <p>② (略)</p> <p>2 広範囲熱傷、化学熱傷への対応</p> <p>(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送の初動対応</p> <p>① 搬送担当機関は、広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整えることとする。</p> <p>② 搬送担当機関、災害医療コーディネーター、医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があるかと判断した時点で、県（地域医療情報センター又は県（医務課））に連絡することとする。（以下、略）</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>① 医療機関は、負傷者の容態・数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部等に対し、二次搬送の要請をすることとする。また、必要に応じて地域保健医療情報センター、災害医療コーディネーター、消防機関と連携をとり、二次搬送先を決定することとする。</p> <p>② (略)</p> <p>2 広範囲熱傷、化学熱傷への対応</p> <p>(1) 現場から医療機関への負傷者等の搬送の初動対応</p> <p>① 搬送担当機関は、広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者等を発見した場合は、<u>県広域災害・救急医療情報システム</u>を活用し必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整えることとする。</p> <p>② 搬送担当機関、災害医療コーディネーター、医療機関等は、負傷者等の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があるかと判断した時点で、県（地域医療情報センター又は県（医務課））に連絡することとする。（以下、略）</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>